

年管管発 0706 第 2 号

平成 24 年 7 月 6 日

(最終改正：令和 6 年 3 月 15 日付け年管企発 0315 第 11 号、年管管発 0315 第 3 号)

※ 改正部分は赤字

地方厚生（支）局

年金調整（年金管理）課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（ 公 印 省 略 ）

配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金保険料の
免除制度の改善について

標記については「国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 24 年 7 月 6 日 年管発 0706 第 2 号）をもって厚生労働省年金管理審議官から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、配偶者からの暴力を受けた第 1 号被保険者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 13 号。以下「法」という。）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けた者をいい、法第 1 条第 3 項に規定する婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「被害被保険者」という。）に関する免除事務について日本年金機構に対し下記のとおり取り扱うことを通知したので、地方厚生（支）局においても遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、この取扱いについては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課を通じ、各都道府県の女性相談支援センター等の関係機関、女性相談支援員及び管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する周知を依頼するとともに、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室を通じ、各都道府県の配偶者暴力相談支援センター等の関係機関及び管内の市町村に対する周知を依頼することとしており、地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）から管内の市町村の国民年金主管課に対し当該取扱いについて周知徹底を図られたい。

記

1 特例免除の概要

国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令12号）（以下「規則」という。）第77条の7第3号に基づき、被害被保険者からの免除申請（以下「特例免除」という。）については、配偶者の所得は審査の対象としない。

また、世帯主（被害被保険者又は配偶者が世帯主である場合を除く。以下同じ。）が、配偶者と同居している場合は、規則第77条の7第4号に基づき、同条第3号に準じて当該世帯主の所得は審査の対象としないこととする。

(1) 申請の対象者

学生納付特例の対象となる学生を除く被害被保険者であって、申請時において、配偶者からの暴力に起因して配偶者と住居が異なることにより保険料の納付が困難な者とする。

(2) 特例免除における所得の審査対象者等

被害被保険者及び世帯主の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得、7月に申請される場合は免除の期間に応じて前年又は前々年所得）により審査する。

(3) 特例免除に係る免除承認期間等

7月から翌年の6月までの期間について、7月から翌年の7月までの間において申請することができる。

2 特例免除に係る具体的な事務処理

(1) 年金事務所における被害被保険者からの相談

被害被保険者から保険料納付に係る相談があった場合は、特例免除の説明を行うこと。特例免除は、翌年以降もあらかじめ免除申請することの申出（継続申請）は適用しないことから、毎年申請する必要があることを説明すること。

なお、住民票上の住所が配偶者と同一であって住居が異なる者について、秘密の保持の配慮について申出のない者については、申出により、秘密の保持に配慮できる旨を説明すること。

(2) 特例免除の申請（年金事務所）

特例免除については、住居地とは異なる市町村から所得証明を受ける必要

がある場合が多いことや秘密の保持の申出に係る年金事務所の事務処理を効率的に行う観点から、申請の窓口は、年金事務所を優先して案内するよう周知することとしているが、市町村に申請が行われたときは市町村で申請を受理する必要がある。このため、年金事務所と市町村との間において必要に応じて連絡調整を行い、申請の受付日が遅延しないよう協力連携を図ること。

① 申請書の記入

被害被保険者から特例免除の申請の意思表示があった際は、免除申請書の提出を求め、特例免除である旨を申請書の備考欄に記入すること。

② 世帯主と配偶者の同居・別居の別の確認

被害被保険者の住民票上の世帯主と配偶者の同居・別居の別を「配偶者と住居が異なること等の申出書（別紙１）」により確認し、その状況を免除申請書の備考欄に記入すること。

(3) 添付書類

① 配偶者と住居が異なること等の申出書

配偶者と住居が異なること等の申出書（別紙１）を添付すること。

② 初回申請時の証明書又は確認書

特例免除が承認されたことのある者及び「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成１９年２月２１日庁保険発０２２１００１号）（以下「秘密の保持の配慮に関する通知」という。）に基づき、秘密の保持の配慮について申出を行い受理されている者を除き、**女性相談支援センター**が発行する、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、**女性相談支援センター**以外の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書を含む。以下「証明書」という。）（別紙２）を添付すること。（証明書は、改正後の秘密の保持の配慮に関する通知の別紙１と共通の様式例である。なお、証明書における「保護」には、来所相談（電話相談を除く。）のみの場合も含まれるものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。）

ただし、裁判所において発行する法第１０条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨を証する書類の提示をもって証明書に代えることができること。

また、**女性相談支援センター**以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や地方公共団体と連携して配偶者からの暴力を受けた者の支援を行

っている民間支援団体（一時保護委託を受けている民間シェルター、配偶者暴力に関する協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（以下「確認書」という。）（別紙３）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

上記民間支援団体から確認書の提出があった場合で、所定の記載内容に不備等があり確認が必要と認められる場合は、確認書を作成した団体等や団体等が連携している地方公共団体へ連絡を行い、確認書提出の事実確認を行うこと。

なお、保護や相談の実績等によっては直ちに証明書又は確認書（以下「証明書等」という。）の発行が行えないことがあることから、その場合は、免除申請書はあらかじめ受付し、後日、証明日又は確認日が申請書の受付日から３ヶ月後以内の証明書等を提出させること（３ヶ月を過ぎても証明書等が提出されない場合は、当該申請を一般の免除申請として処理し、免除申請書の備考欄にその旨を記入すること）。

③ 住居が確認できる書類

①の申出があった住居について一定の信頼が得られると判断できる書類等の添付を求めること。

④ 所得証明

被害被保険者及び必要に応じて世帯主の所得証明を添付すること。あらかじめ所得証明が用意できていない場合等は、所得証明の取得によって被害被保険者の居住地が配偶者に知られることを恐れて所得証明を取得できないことも考えられることから、年金事務所において、被害被保険者の住民税申告先の市町村を聴取し、当該市町村に所得の照会を行う等の配慮をすること。

なお、配偶者及び配偶者と同居している世帯主の所得証明の添付については、規則第８５条第３項の規定を適用し不要とすること。

⑤ その他

年金手帳等、規則等において添付が必要とされている書類。

３ 被害被保険者の秘密保持の徹底について

特例免除の申請を受けた際に、秘密の保持の配慮について申出のない者であって、配偶者に対して住居等を知られないよう秘密の保持に配慮する必要がある被害被保険者であることが判明した場合は、被害被保険者に対して秘密の保持の配慮について説明を行い、当該申出を併せて受けることにより秘密保持の取扱いを徹底すること。

4 その他

特例免除の制度周知（市町村及び女性相談支援センター等の関係機関に対して、特例免除制度の概要を記載したチラシの設置を依頼するなど）に努めるとともに、被害被保険者から相談があった場合にはその秘密の保持を徹底し丁寧な対応を行うこと。

配偶者と住居が異なること等の申出書

① 申 出 者	(フリガナ) 氏 名		【男・女】
	生年月日	【 昭和・平成・令和 】 年 月 日	
	(※1) 住 居 地	(〒 —) 配偶者に対して、この住居地を知られないよう秘密の保持を行う必要がありますか。【 はい ・ いいえ 】	
	基礎年金番号		
② 配 偶 者	(フリガナ) 氏 名		【男・女】
	生年月日	【 昭和・平成・令和 】 年 月 日	
	(※2) 住 所	(〒 —)	
③ 世 帯 主	(※3) 世帯主（父母等の第三者）がいますか。【 はい ・ いいえ 】 ↓ ☒ はい の場合、世帯主と②配偶者は、【 同居 ・ 別居 】 （「いいえ」の場合は、記入不要です。）		

【 】内は、該当する方に「○」を付してください。

(※1) あなた（申出者）が住んでいる住居地を記入してください。後日、記入していただいた住居宛に国民年金保険料免除等の承認（却下）通知書を送付します。

(※2) 配偶者の住所を記入してください。

(※3) あなた（申出者）の住民票上の世帯主について記載してください。

上記のとおり、配偶者からの暴力を受けていることにより、配偶者と住居が異なること等を申出します。

令和 月 月 日

申出者氏名 _____ 印

〔添付書類〕

裏面に記載してある申出者の住居地を確認できる書類の写しが必要です。

(裏面)

〔添付書類〕

申出者の住居地が確認できる書類として、以下に例示するいずれかの書類等(住居地が確認できるものに限る)の写しを添付してください。

- 1 世帯全員の住民票の写し ※配偶者と住民票が異なる場合
- 2 国民健康保険証
- 3 不動産賃貸契約書
- 4 電気、ガス、水道料金等の公共料金の請求書(又は領収書)
- 5 携帯電話料金の請求書(又は領収書)

配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 (様式例)

< 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターによる証明の場合に使用 >

(フリガナ) 氏 名 (※1)		男 ・ 女
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 年	月 日
現 住 所		
連絡先等 (※2)		
(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男 ・ 女
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 ・ 令 年	月 日
現 住 所		
連絡先等 (※2)		
女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センター (※4) 機関名及び代表者氏名 所在地、電話番号 女性相談支援員 (※5) 所属機関名及び所属長氏名 所在地、電話番号 受付日 年 月 日		

上記の者は、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明する。

なお、本証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。

年 月 日

女性相談支援センター (※6) の名称

代表者氏名

印

所在地、電話番号

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード (※7)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード (※8)	

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「女性相談支援センターもしくは女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、女性相談支援員が来所相談を受けた者」とする。
- ※2 年金事務所等から年金手帳や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※4 女性相談支援センター以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入し、女性相談支援センターに証明を依頼すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、女性相談支援員が相談を受け付けた場合に所属長が記入し、女性相談支援センターに証明を依頼すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。
- ※7 及び 8 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入し、基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号及び年金コードについては本人が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者及び来所相談のあった者に対して女性相談支援センター等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。
- 3 この証明書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出を行う場合又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合に限る。
- 4 3の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に年金事務所に確認すること。
- 5 年金事務所等においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した女性相談支援センターの名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。

配偶者からの暴力の被害者に関する申立・確認書 (様式例)

< 女性相談支援センター以外の機関又は団体による確認の場合に使用 >

(フリガナ) 氏 名 (※1)		男・女
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
現住所		
連絡先等 (※2)		
(フリガナ) 同伴家族氏名 (※3)		男・女
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
現住所		
連絡先等 (※2)		

私は、配偶者からの暴力を理由として避難し生計を別にしており、下記機関又は団体から来所相談対応や一時保護などの支援を受けています。年金の手続を行うため、支援を受けていることの確認を申し立てます。

=====

上記の確認対象者について、来所相談対応や一時保護などの支援を行っている事実と相違ないことを確認する。

なお、本確認書の用途は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等が管理する記録について秘密の保持の配慮に関する申出又は遺族年金等の生計同一要件の認定に使用する場合には限る。

対応機関又は対応団体

機関名又は団体名及び代表者氏名 (※4)

所在地、電話番号

年 月 日

以下の民間支援団体等の場合は、上記に加えて該当するものに☑の上、必要事項を記載

☐ 一時保護委託を受けている民間シェルター☐ 配偶者暴力に関する協議会参加団体

(協議会名称：

直近の参加年月日：)

☐ 補助金等交付団体

(交付年度：

補助金名称：

)

連携している地方公共団体名・担当部署・連絡先 (※5)

本人の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金番号 及び年金コード (※6)	
同伴家族の基礎年金番号又は年金証書の基礎年金 番号及び年金コード (※7)	

- ※1 配偶者からの暴力等の被害を申し出た者の氏名を記入すること。
- ※2 年金事務所等から基礎年金番号通知書や年金証書等を送付する場合の連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※3 配偶者からの暴力の被害を受けている者（本人）に被保険者又は年金受給権者たる同伴家族がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※4 配偶者暴力相談支援センター、**女性自立支援施設**及び母子生活支援施設の「代表者氏名」については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること（市町村等の長である必要はない。）。民間支援団体の「代表者氏名」については、氏又は名のための記載で差し支えない。「所在地」については、秘匿できることとし、「電話番号」は連絡がつく番号を記載すること。
- ※5 確認書の記載内容について、機関又は団体のほか、委託契約、協議会への参加や補助金の交付等で連携している地方公共団体に、年金事務所等から、必要に応じて確認の連絡を行うことがあるため、連絡のとれる連絡先を記入すること。
- ※6 及び※7 不明である場合には空欄にすること。

(その他)

- 1 確認書の太枠内は対応機関等が記入すること。
- 2 この確認書は、国民年金保険料の免除申請、年金事務所等で管理している国民年金及び厚生年金保険の被保険者及び受給者の記録について、秘密の保持に配慮してほしい旨の申出又は遺族年金等の生計同一要件の認定に関する審査を行うため、配偶者からの暴力等を理由に避難し生計を別に行っている者に対して、支援を行っている対応機関等が発行するものであり、支援を行っている事実と相違ないことを確認するものである。
- 3 年金事務所等においては、確認書に記載されている対応機関等の名称等について、配偶者（配偶者であった者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。
- 4 対応機関等は、本事務を担当する年金事務所等からの問合せがなされることがあることから、個人情報の管理に十分留意しつつ、本確認書の写しを保管しておくこと。